

令和6年度

一般廃棄物処理計画（実施計画）

大崎地域広域行政事務組合

令和6年度 一般廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の処理計画を次のとおり定める。

令和6年4月1日

大崎地域広域行政事務組合

管理者 大崎市長 伊藤 康志

1 一般廃棄物処理基本方針

- (1) 計画の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。
- (2) 計画の区域は、大崎地域1市4町の全域とする。
- (3) 計画区域内から排出される一般廃棄物の排出抑制，減量化及び資源化を推進し，適正処理を行うとともに，地域の清潔と生活環境保全並びに公衆衛生の向上を確保する。

2 計画区域

市町名	面積 (km ²)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	備考
大崎市	796.81	123,776	52,985	
色麻町	109.28	6,265	2,087	
加美町	460.67	21,427	8,277	
涌谷町	82.16	14,628	5,995	
美里町	74.99	23,195	9,360	
合計	1,523.91	189,291	78,704	

※面積は令和5年10月1日現在国土地理院調査，人口・世帯数は令和5年12月末現在，宮城県統計課調査・住民基本台帳人口及び世帯数（日本人及び外国人）の数字を用いている。

3 処理施設の概要

施設名	所在地	公称能力
(ごみ焼却処理施設)		
大崎広域中央クリーンセンター	大崎市古川桜ノ目字新高谷地 317	140 t / 24 h
大崎広域東部クリーンセンター	遠田郡涌谷町字関谷沖名 291-1	96 t / 16 h
(粗大ごみ処理施設)		
大崎広域リサイクルセンター	大崎市古川桜ノ目字新高谷地 388-1	31.3 t / 5 h
(埋立処分施設)		
大崎広域大日向クリーンパーク	大崎市三本木蟻ヶ袋字大日向 26-1	(残余容量) 67,930 m ³ (令和5年10月現在)
大崎広域一般廃棄物最終処分場	大崎市岩出山上野目字上冷ノ沢 4-38	42,306 m ³ (令和5年9月現在)
大崎広域西部環境美化センター	大崎市岩出山池月字鴟目館山 55	0 m ³ (埋立完了) (平成26年12月)
大崎広域中央最終処理センター	大崎市三本木蟻ヶ袋字大日向 27-4	0 m ³ (埋立完了) (平成26年9月)
大崎広域東部一ノ谷クリーンパーク	大崎市松山次橋字一ノ谷 39-1	0 m ³ (埋立完了) (平成26年4月)
(し尿処理施設)		
大崎広域六の国汚泥再生処理センター	加美郡加美町字新川原 92	105 kl / 日 生ごみ 1 t / 日
大崎広域中央桜ノ目衛生センター	大崎市古川桜ノ目字新高谷地 347	150 kl / 日
大崎広域中央師山衛生センター	大崎市古川師山字庚申 55-1	50 kl / 日
大崎広域東部汚泥再生処理センター	遠田郡涌谷町字関谷沖名 193-1	139 kl / 日
(小動物焼却処理施設)		
大崎広域加美斎場	加美郡加美町下多田川字熊野 3	ペット炉 1 基
大崎広域中央クリーンセンター	大崎市古川桜ノ目字新高谷地 317	45 ~ 67 kg / h

4 一般廃棄物（ごみ）の排出（処理計画）量

令和6年4月1日～令和7年3月31日（単位：t）

区 分		大崎市	色麻町	加美町	涌谷町	美里町	大崎地域計
可燃ごみ	家庭系ごみ	26,790	1,490	5,350	3,350	5,570	42,550
	事業系ごみ	10,770	310	1,040	1,170	1,790	15,080
	計	37,560	1,800	6,390	4,520	7,360	57,630
不燃・粗大	家庭系ごみ	2,490	140	520	270	460	3,880
	事業系ごみ	280	5	30	20	30	365
	計	2,770	145	550	290	490	4,245
小 計	家庭系ごみ	29,280	1,630	5,870	3,620	6,030	46,430
	事業系ごみ	11,050	315	1,070	1,190	1,820	15,445
	計	40,330	1,945	6,940	4,810	7,850	61,875
資源物 ※1		3,255	175	621	314	622	4,987
農林業系汚染廃棄物 ※2		288	0	0	35	16	339
合 計		43,873	2,120	7,561	5,159	8,488	67,201

※1 資源物には、拠点搬入他・集団回収が含まれる。

※2 農林業系汚染廃棄物は、加速化事業申請の予定量を端数処理した数値。

5 一般廃棄物（し尿）の排出（処理計画）量

令和6年4月1日～令和7年3月31日（単位：kℓ）

区 分	大崎市	色麻町	加美町	涌谷町	美里町	大崎地域計
し 尿	51,840	2,150	6,100	5,970	5,710	71,770
浄 化 槽	30,830	1,350	3,050	2,420	3,270	40,920
農集汚泥※3	3,960	370	0	530	3,830	8,690
合 計	86,630	3,870	9,150	8,920	12,810	121,380

※3 農集汚泥（農業集落排水処理汚泥）にはコミュニティプラント汚泥等が含まれる。

6 収集の方法

- (1) 一般家庭のごみについては、市町で設置するごみ集積所への収集・回収方式で対処し、それぞれ指定された日に排出し、委託業者が回収して、指定された処理施設で適正な処理を行う。

(2) 家庭系一般廃棄物の臨時ごみ及び事業系一般廃棄物については、自らの責任で処理を行うことを明確にする意味において、自己搬入又は一般廃棄物処理業の許可業者へ委託し処理を行うことを原則とする。

7 処理の方法

- (1) ごみは、家庭・事業者ともにその発生抑制に努め、排出段階で「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」・「粗大ごみ」・「資源物」に分別し、それぞれに適した方法で処理を行う。
- (2) 組合施設で適正処理の遂行が困難な、一般廃棄物については、適正な処理施設等において処理しなければならない。
- (3) し尿収集は、許可収集とし、基本的に事前申込みか計画収集により行う。農業集落排水処理汚泥については、市町の排出状況と各施設の処理状況の整合性をとりながら処理する。
- (4) し尿及び浄化槽汚泥、農業集落排水処理汚泥は全量、し尿処理施設で処理を行う。
- (5) 農林業系汚染廃棄物については、400Bq/kg 超～8,000Bq/kg 以下の稲わら・牧草・堆肥をごみ焼却処理施設で焼却処理を行う。
- (6) 災害廃棄物が発生した場合は、市町の災害廃棄物処理計画に基づき処理を行う。

8 許可の方針

一般廃棄物処理業（収集運搬業）ごみの許可については、現行の業者数で適正に処理できる環境が整ったといえます。今後、許可業者が増加した場合、過当競争による業者の健全な事業活動への影響や、処理経費削減を目的とした不法な処理につながることを懸念され、適正に一般廃棄物の収集、運搬が継続的かつ安定的に行われたい事が考えられる。

新規許可については、広域処理を行うことが法律で定められた資源化を行う場合とリサイクルを推進するための資源化を行う場合以外認めないことを基本とするが、急激な許可業者数の減少がある場合は、事業系一般廃棄物排出量、既存収集運搬許可業者の収集能力及び社会情勢等を考慮し検討することとする。

9 ごみ収集運搬委託業者数

(令和6年4月1日現在)

大 崎 市			色麻町	加美町	涌谷町	美里町
古川 三本木	岩出山 鳴子温泉	松山 鹿島台 田尻				
2業者	1業者	3業者	2業者	7業者	2業者	2業者

10 一般廃棄物処理許可業者数

(令和6年4月1日現在)

区 分	総業者数	業 を 行 う 区 域						
		大 崎 市			色麻町	加美町	涌谷町	美里町
		古川 三本木	岩出山 鳴子温泉	松山 鹿島台 田尻				
一般廃棄物処理業（収集運搬業）ごみ	52業者	49業者			33業者	39業者	35業者	36業者
一般廃棄物処理業（収集運搬業） [廃プラスチック類（廃タイヤ）限定]	1業者	1業者			1業者	1業者	1業者	1業者

一般廃棄物処理業（収集運搬業） [家電法対象品目限定]	1 業者	1 業者			1 業者	1 業者	1 業者	1 業者
一般廃棄物処理業（収集運搬業） [伐採により生じる木くず限定]	1 業者	1 業者			1 業者	1 業者	1 業者	1 業者
一般廃棄物処理業（処分業）	3 業者	3 業者			3 業者	3 業者	2 業者	2 業者
一般廃棄物処理業（収集運搬業） し尿・浄化槽汚泥（限定含む）	18 業者	4 業者	3 業者	5 業者	1 業者	1 業者	2 業者	3 業者
浄化槽清掃業	21 業者	5 業者	5 業者	5 業者	3 業者	3 業者	2 業者	3 業者

1 1 分別して収集する一般廃棄物

区 分	種 類	具 体 例	出 し 方	
可燃ごみ	燃やせるごみ	生ごみ，木くず，紙おむつなど	組合指定袋を使用する	
不燃ごみ	燃やせないごみ	陶器類，ガラスくず，なべなど	コンテナ箱に入る大きさのもの	
資 源 物	(1) プラスチック	プラスチック製容器包装及びプラスチック素材 100%製品	組合指定袋を使用する。汚れているものは水洗いする。50cm 未満に切断	
	(2) 有害ごみ	スプレー缶，カセットガスボンベ，水銀使用製品	スプレー缶，カセットガスボンベは穴を開けて出す	
	(3) 缶類	アルミ缶	ビール缶，ジュース缶などアルミマーク  の表示があるもの	水洗いしてから出す
		スチール缶	ジュース缶，缶詰缶などのスチールマーク  の表示があるもの	水洗いしてから出す
	(4) びん類	生きびん	1. 80びん，ビールびんなど	水洗いしてから出す
		空きびん(無色)	調味料びんなど	水洗いしてから出す
		空きびん(茶色)	栄養ドリンクびんなど	水洗いしてから出す
		空きびん(その他の色)	ワインびんなど	水洗いしてから出す
	(5) ペットボトル	PET  マークの表示があるもの	水洗いしてから出す (ラベル，キャップは取り除きプラスチックへ)	
	(6) 古紙類	段ボール		ひもで十字に結ぶ
新聞紙			ひもで十字に結ぶ	
雑誌			ひもで十字に結ぶ	
その他紙		紙製容器包装及び雑がみ	紙袋に入れるか，ひもで十字に結ぶ	

	(7) 紙パック	牛乳パックなど	水洗い後、切り開きひもで十字に結ぶ（プラスチック部分は取り除く）
	(8) 古布（古繊維類）	綿素材のもの	ひもで十字に結ぶ（ボタン、ファスナー等は取り除く）
	(9) 小型家電、乾電池	携帯電話、パソコン及び乾電池、リチウムイオン電池など	ボタン電池は袋に入れて出す
粗大ごみ	(10) 可燃性粗大ごみ （指定袋に入らないもの）	布団、毛布、絨毯、タンスなど	各地域の収集体系に従って下さい
	(11) 不燃性粗大ごみ	自転車、チャイルドシートなど	各地域の収集体系に従って下さい

1.2 収集しない一般廃棄物

区 分	具 体 例	処 分 方 法
危険物	塗料、農薬、薬品、油類など	購入した販売店に依頼する
感染性一般廃棄物	医療行為等に伴って発生したもの	医療機関回収（医師の指示）に従う※5
家電リサイクル対象品	テレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、衣類乾燥機	購入した販売店又は、リサイクル料を支払い指定場所へ運搬する
フロン類を冷媒としている機械類	除湿機	県のフロン回収登録業者へ依頼する
処理困難物	タイヤ、バッテリー、消火器など	販売店に依頼する
その他	その他、組合が行う処理に支障を及ぼすと認められるもの	販売店に引き取ってもらうか廃棄物処理業者へ依頼する

※5 感染性一般廃棄物の処理は、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（令和5年5月一部修正）による。

1.3 一般廃棄物の処理の数値および分別目標

ごみの発生抑制、資源化処理の拡充そして埋立処分量の減量化を行うため、達成すべき数値および分別目標を下記のとおり定め、住民・事業者に協力を促す。

（目標）

大崎圏域の総排出量は平成28年度から令和2年度にかけて減少しているが、令和2年度の総排出原単位は952g/人日であり、一般廃棄物処理基本計画（平成29年2月策定）の令和2年度の目標値を達成していない。また、資源化率においても7.8%であり、目標を達成していない。

一般廃棄物処理基本計画（平成 29 年 2 月策定）

令和 2 年度目標：総排出原単位 805g/人日

資源化率 11.0%

このことからごみ減量を更に強化するため、次に掲げる 3 つの施策を圏域全体で取り組んでいます。

①家庭系生ごみの減量化（3 切り運動など）

②その他紙の資源化。これらについては構成市町が主体となり行う。

③小型家電リサイクル回収事業及び乾電池回収事業については組合が主体となり行う。

不燃ごみの減量化及びリサイクルの推進については、小型家電回収ボックスを大崎管内の大手スーパー、役所、公民館等に現在 39 箇所を設置しております。また、小型家電と乾電池のステーション回収も実施しており資源化率向上に取り組んでいます。

目標値は以下のとおりとする。

（1）家庭系生ごみの減量化

圏域全体 472 t

（2）その他紙回収

圏域全体 76 t

（3）小型家電回収

圏域全体 23 t

（4）乾電池回収

圏域全体 56 t

令和 6 年度処理計画量は、上記の目標値を含め広報媒体など活用し、可燃・不燃・粗大のごみ総量 61,875 t（組合処理施設処理量）に目標を定める。また、農林業系汚染廃棄物については 339 t、資源物回収量については 4,987 t の見込量とする。

また、令和 4 年 4 月に「プラスチック資源循環促進法」が施行されたことから、令和 6 年 4 月よりプラスチック製容器包装とプラスチック製品を「プラスチック」として収集し、プラスチックの資源循環を促進する。

さらに、水俣条約の採択を端緒とする廃棄物処理法の改正や水銀汚染防止法の施行を受けて、集積所及び収集現場における水銀使用製品の破損と水銀飛散の防止を目的に、令和 6 年 4 月より蛍光管等の水銀使用製品を「有害ごみ」として分別収集するとともに、これらから水銀等を回収し、リサイクルする。

1.4 一般廃棄物の排出抑制のための方策

一般廃棄物の排出を抑制するためには、構成市町の施策と整合性を図りながら、循環型社会形成推進基本法で規定される循環型社会の形成に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、3R 化の促進及び排出者責任の強化といった実効のある取り組みを実施することにより、環境保全に努めるものとする。

（1）ごみの排出抑制やリサイクルへの取り組みとして 3R を推進し、①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）を住民及び事業者に対し構成市町の施策に協力し、周知・啓発を行う。

（2）ごみ減量化に向け、市町の施策に協力しながら推進する。

- (3) 排出者責任を強化し、特に事業者から出る事業系ごみについては、多量排出者へ減量及び適正処理に関する計画書の提出を要請する。また家庭ごみについては、住民に対し構成する市町と協力してごみの排出抑制・再生利用による意識の向上を図る。
- (4) 事業系ごみの展開検査を定期的に行い、資源物の適正処理を指導し排出抑制をする。
- (5) ダンボールコンポストによる生ごみの減量化を小学生対象に周知・啓発を行う。

1 5 普及啓発計画

- (1) 住民に対して、排出の抑制やごみ減量の意識向上、有価物の回収・再生利用を推進するため、市町の広報や組合広報への記事掲載、チラシ・パンフの配布等により普及啓発に努める。
- (2) ごみ集積所等の環境保全と美化を推進するため、ごみの出し方・資源物の出し方等を記載した年間カレンダーを、市町で作成し各戸に配布して普及啓発を図る。
- (3) 事業所及び事業者に対しては、市町で減量と分別の徹底を指導するとともに、資源化や再生ルート等を紹介しながら、事業系ごみの適正処理に努めていく。
- (4) 不法投棄対策や集積所に出された資源物の持ち去りなどの違法行為対策等は市町に協力する。
- (5) 容器包装リサイクル法に基づく分別計画による分別は全て実施済みであるが、更なる分別の向上を図るため市町と協力しながら普及啓発を行う。

1 6 その他

- (1) 過剰包装の抑制・買い物袋持参運動の徹底
スーパーマーケット、小売店、コンビニ等での包装簡素化の推進と買い物袋持参運動を引続き呼び掛けていく。
- (2) リターナブル容器の利用促進
住民に対して、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用の促進に努めていく。
- (3) 容器包装リサイクル法
容器包装リサイクル法は資源の有効活用を図る事を目的に制定された法律であるがアルミ缶・スチール缶・無色のガラスびん・茶色のガラスびん・その他の色のガラスびん・飲料用紙パック・ペットボトル・段ボール・プラスチック製容器包装・その他の紙は、かなりの割合を占めて一般家庭から排出されているため、市町で分別回収による循環型社会構築に向け、周知徹底してリサイクル（資源化）を推進していく。又、資源化量は、「分別収集計画」に掲載し国・県へ報告する。
- (4) 大崎広域再生工房
資源の有効活用とごみ減量化のため、組合のごみ処理施設に搬入された家具などの中から、再生可能なものを選別し、簡単な再生作業を行い無償で提供する事業。

令和6年度 一般廃棄物処理計画（実施計画）

発行年月／令和6年4月

発行／大崎地域広域行政事務組合 業務課

〒989-6233

宮城県大崎市古川桜ノ目字新高谷地 388 番地 1

TEL:0229-25-8867

FAX:0229-28-1659

Email:gyoumu@osakikoiki.jp